

【①多数の者が利用する建築物】

多数の者が利用する建築物の用途及び規模は、耐震改修促進法に基づき、以下のとおりとします。

法 ※1	政令 第6条第2項	用　途	規　模
第14条 第1号	第1号	幼稚園、保育所	階数2以上かつ床面積500m ² 以上
	第2号	小学校等 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	階数2以上かつ 床面積1,000m ² 以上 (屋内運動場の面積を含む)
		老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ 床面積1,000m ² 以上
		老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	
	第3号	学校 第2号以外の学校	
		ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	
		病院、診療所	
		劇場、観覧場、映画館、演芸場	
		集会場、公会堂	
		展示場	
		卸売市場	
		百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	
		ホテル、旅館	
		賃貸住宅※2 (共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿	階数3以上かつ 床面積1,000m ² 以上
		事務所	
		博物館、美術館、図書館	
		遊技場	
		公衆浴場	
		飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	
		理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	
		工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。)	
		車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	
		自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	
		保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	
	第4号	体育館(一般公共の用に供されるもの)	階数1以上かつ 床面積1,000m ² 以上

※1 耐震改修促進法 ※2 賃貸住宅は「住宅」としても対象建築物に位置づけています。